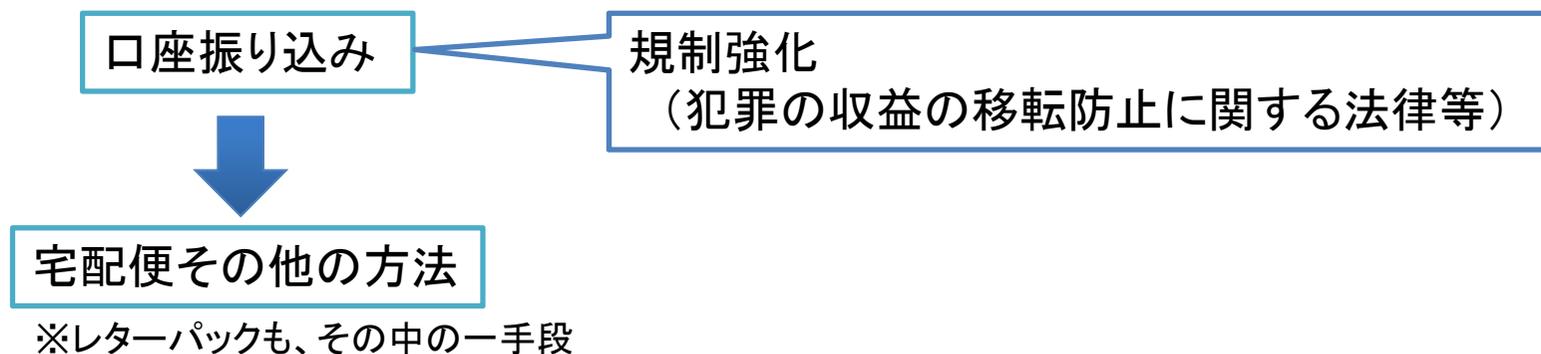


# 詐欺的な投資勧誘の被害者による郵便を 利用した送金を水際で防ぐための取組について

平成25年4月23日  
総務省情報流通行政局  
郵政行政部郵便課

## 1 詐欺的な投資勧誘の際の郵便利用について

### 詐欺的な投資勧誘による送金手段



#### レターパックとは

- ① 郵便法に基づく信書（手紙等）を送付することができる郵便物
- ② 日本郵便（株）が販売している料額印面（切手に相当）付封筒
- ③ 封筒に内容品を封入してそのまま郵便差出箱に投函可
- ④ 現金を送付することはできない。

#### レターパックの種類

- ①レターパックライト（350円）：郵便受箱に直接配達
- ②レターパックプラス（500円）：配達時、受領印・署名が必要

#### 【参考:エクスパック(販売停止)】

- ① 荷物であり、信書を入れることはできない。
- ② 現在は販売を停止しているが、すでに販売されたものについては引き続き利用可能
- ③ 現金を送付することはできない。

## 2 レターパックによる現金送付の防止

### 郵便による現金送付の手段

現金書留（郵便法第17条）

※日本郵便（株）が指定する現金封筒使用（郵便約款第111条）

### 上記のことから、日本郵便（株）として、以下の取り組みを実施

- ① レターパックには、現金を送付することができない旨を封緘の際に必ず目につく場所に記載。
- ② レターパックの販売時には、現金を封入できないことの声かけを窓口で実施。
- ③ 窓口で引き受ける場合は、現金書留としないものに現金が入っていないか確認。

（参考）

○郵便法（昭和22年法律第165号）

第十七条（現金及び貴重品の差出し方） 現金又は郵便約款の定める貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、書留（第四十五条第四項の規定によるものを除く。）の郵便物としなければならない。

○内国郵便約款（日本郵便株式会社）

（現金を内容とする一般書留郵便物の包装方法）

第111条 現金を内容とする一般書留郵便物（以下「現金書留郵便物」といいます。）を差し出すときは、適当に包装し、当社が指定した現金封筒に納めていただきます。

## レターパック（約款上では「特定封筒郵便物」）

### ○内国郵便約款料金表（日本郵便株式会社）

#### 第一表 第一種郵便物の料金

##### 第1 適用

##### 2 特別料金

(1) 次に掲げる郵便物については、第2の1（基本料金）の規定にかかわらず、第2の2（特別料金）に規定する料金を適用します。

ア・イ （略）

ウ 次に掲げる条件を満たす定形外郵便物（以下「特定封筒郵便物」といいます。）

(ア) 特定封筒（別記1 2に規定する規格及び様式により当社が発行する紙製の封筒をいいます。以下同じとします。）に納入するほか当社が別に定めるところにより差し出されたものであること。

(イ) 当社が別に定める大きさ及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) （略）

(注2) (イ)の当社が別に定める大きさ及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 （略）

2 別記1 2の1に規定する特定封筒\*に納入したものについては、特殊取扱としないものであること。

3 別記1 2の2に規定する特定封筒\*\*に納入したものについては、交付記録郵便としたものであること。

\*レターパックライト

\*\*レターパックプラス



### 3 通信の秘密による制約

通信の秘密を侵してはならない。(郵便法第8条)

信書の内容の知識を得ることや、差出人・受取人の情報を漏らすことは通信の秘密を侵すことになる。

(例)

①郵便物を勝手に開封できない。(郵便法第31条・第32条)

⇒現金が入っている疑いがあっても勝手に、開封はできない。現金を送付することができない郵便物に現金が入っているかどうかの確認を差出人に対して求めることは可能。

②郵便物の目的を確認することはできない。

⇒どういう目的で送付するのかなど事前に尋ねることはできない。

③原則として、受取人の情報を第三者に提供することはできない。

⇒受取人が誰であっても、警察に情報提供することはできない。

例外: 令状による差し押さえ(刑事訴訟法第100条)

(参考)

## ○日本国憲法

**第二十一条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

## ○郵便法

**第八条 (秘密の確保)** 会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。

2 郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

**第三十一条 (引受けの際の説明及び開示)** 会社は、郵便物の引受けの際、郵便物の内容である物の種類及び性質につき、差出人に説明を求めることができる。

2 前項の場合において、郵便物が差出人の説明と異なりこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、会社は、差出人にその開示を求めることができる。

3 差出人が第一項の説明又は前項の開示を拒んだときは、会社は、その郵便物の引受けをしないことができる。

**第三十二条 (取扱中に係る郵便物の開示)** 会社は、その取扱中に係る郵便物がこの法律若しくはこの法律に基づく総務省令の規定又は郵便約款に違反して差し出された疑いがあるときは、差出人又は受取人にその開示を求めることができる。

2 差出人又は受取人が前項の開示を拒んだとき、又は差出人若しくは受取人に開示を求めることができないときは、会社は、その郵便物を開くことができる。ただし、封かんした第一種郵便物は、開かないで差出人にこれを還付する。

## ○刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号)

**第百条** 裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

2 前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信に関する書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

3 前二項の規定による処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

## 4 振り込め詐欺についての注意喚起

### (1) ホームページへの掲載

上記2の取組み以外に日本郵便（株）のホームページ上で振り込め詐欺についての注意喚起の掲載を実施

#### 日本郵便(株)ホームページのトップページにリンク



### (2) 郵便局の窓口での対応

地元の警察からの要請に基づき、注意喚起ポスターを掲示 等